

令和5年第11回始良市教育委員会定例会

令和5年11月8日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時45分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 岩元委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 湯田次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
享保次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長 杉尾国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第28号	損害賠償の額の決定及び和解に関する件	可決
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定に関する件	可決
議案第30号	始良市公民館条例の一部改正に関する件	可決
議案第31号	令和5年度始良市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に関する件	可決

4 議事録

- 教育部長 ただいまから令和5年第11回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、議案4件となっておりますので、委員の皆様よろしくお願いたします。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。
- 教育長 それでは会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆さん、前回議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様方から、何かご報告はございますでしょうか。
- 委員 おはようございます。10月7日にかごしま国体、かごしま大会、両方の開会式に出席いたしました。とても素晴らしい式で、記憶に残り良かったと思います。国体に携わった方々は大変お疲れさまでした。それから9日に警察学校で行われたクレーン射撃を観戦いたしました。結構たくさんの方々が見に来ていてちょっと驚きました。またボランティアの中に始良市のジュニア・リーダークラブの「どんぐり」の中高生もいまして、体験コーナーなどの説明などもとてもよくしていました。私の方も体験させてもらってとても心に残ることでした。おもてなしなどもすごく良く、龍桜高校の生徒さんも一生懸命販売とかされていて、とても賑わっていたようでした。それから19日に陸上記録会にも参加しましたが、天候もすごく良く、新記録も出たりして、子どもたちも自分の力を精一杯出せたのだと思います。保護者もたくさん見に来ていて、すごく良かったと思います。それから、建昌幼稚園・建昌小・始良小・重富小の学校訪問にも行かせていただきました。どの学校もとても子どもたちがちがいて学習に取り組む姿を見ることができてとても嬉しく思ったところでした。

11月2日の午前中は、始良・伊佐地区の市町村教育委員会連絡協議会の研修視察に参加いたしました。鹿児島市の南特別支援学校、開陽高校を視察いたしました。南特別支援学校は4月に開校したということで、素晴らしい施設環境でとても羨ましく思うところでした。以上です

委員

おはようございます。11月2日に加音ホールで開催された「第14回始良市小・中学校合同音楽会」に出席してまいりました。各学校さまさまな形態で演奏され、子どもたちは大きな舞台上に緊張しながらも心を合わせ、一生懸命に演奏している姿が印象的でした。

また特別演奏会としてバイオリニストでまた始良市ふるさと大使でもある大迫淳英氏のトリオの演奏もありました。教科書に掲載され、耳馴染みのあるクラシック音楽を中心に華やかな演奏、更に大迫さんのトークにも魅了され、すばらしい時間をみんなで共有することができました。段取りや進行などとても大変だったと思いますが、このような素晴らしいホールの舞台上に立って演奏をして、また反対に客席に座って生の演奏を聴くということは、子どもたちにとっても、とても貴重で素晴らしい経験になったことと思います。今後も続けていってほしいです。以上です。

教育長

ほかにございませんか。なければ私の方からご報告させていただきます。ただいまお二人の委員からご報告いただきましたけれども、国体のゴルフは会期前実施競技として9月20・21・22日の三日間行われました。

10月7日は全体の総合開会式、その後それぞれの市・町で競技が行われたのですが、始良市では、まずライフル射撃が10月8、9、10日ですね。一般にはなかなか見られない競技なんですけれども、関係者の方によると非常に観客も多かったということで、大会運営の方も喜んでおられました。

それからバスケットが10月12、13、14、15日と四日間行われました。決勝はビーライン・スポーツパークの体育館でしたけれども、地元の鹿児島県の出場している試合でもないのに、非常に多くの方が観戦されました。委員からもありましたが、ボランティアの高校生もきちんとやってくれましたし、始良市の職員は非常に現場の方から褒められました。一生懸命やってくれたんだろうと思います。全競技を見るということは、なかなか難しいですけれども、一部見た限りでは本当に素晴らしい国体だったなと思っております。最後に障害者スポーツ大会は10月28、29日とございましたが、こちらの方も参加チームはそんなに多くはないのですけれども、多くの関係の皆さんご参加いただきました。国体を総評すれば、非常にいい内容だったのではないかと思うところがございます。

音楽会の方は、午前・午後と分けるんですけれども、今年は加音ホール1か所で行われました。この三年間、始良公民館や蒲生公民館とかに分散して、密

にならないようにと取り組んできたんですが、今年は一斉に加音ホールで実施しましたが、特に問題は生じなかったということでございます。
それでは次にまいりたいと思います。日程第3 議案第28号「損害賠償の額の決定及び和解に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(社会教育課長) 資料の1ページをお開きください。議案第28号「損害賠償の額の決定及び和解の件」についてご説明いたします。
本年8月の台風第6号により、椋鳩十文学記念館の駐車場トイレの屋根が強風により飛散し、近隣住民の所有する住宅及び自家用車の一部を破損させたものであります。損害賠償額は、115万3,735円で、内訳は、住宅が98万4,500円、自家用車が16万9,235円であります。
損害賠償額が60万円を超えているため、市議会第4回定例会に議案として提出し、議会の議決を得る必要があります。参考資料としまして被害状況の写真を配付しておりますが、椋鳩十文学記念館の屋外トイレのプラスチック製の屋根が2枚ほど飛びまして、被害者宅の住宅の外壁に十数か所のへこみ傷と車のフロントバンパーに数か所の傷の被害を与えております。説明は以上になります。

教育長

事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。
何かご質疑ございますでしょうか。
台風の日時を説明してください。

事務局

(社会教育課長) 被害にあったのは8月10日の午前4時頃です。被害にあわれた方の話によりますと、4時頃に大きな物音がして、その朝台風通過後に確認をしたところ壁に傷があり、椋鳩十文学記念館のトイレの屋根の残骸が敷地に落ちていたとのことでした。
台風通過後に、我々が椋鳩十文学記念館の松の枝葉を清掃しているところに、ちょうど社会教育課から電話があったので、すぐに私が被害者の方と現状を確認しました。保険対象にならないものですから財政課と協議しまして、市の予算で対応するということになりましたが、先ほど申しましたとおり、60万円を超える案件になりましたので、議会の議決が必要ということで、定例教育委員会に諮った後に12月の市議会に上程するということになっています。

教育長

今年は台風が8月9、10日以外、9月・10月は来なくて、比較的被害が少なかったんですけども。
質疑はよろしいですか。
それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第28号は、事務局提案

とおりの可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 28 号「損害賠償の額の決定及び和解の件」については、可決されました。
次に日程第 4、議案第 29 号「公の施設の指定管理者の指定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 資料は 2 ページになります。議案第 29 号「公の施設の指定管理者の指定に関する件」についてご説明いたします。
今回議案とした「蒲生ふるさと交流館」は、現在も指定管理者制度を導入しておりますが、施設の指定管理期間が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了することから、同年 4 月 1 日以降も指定管理者による施設の管理運営を更新したく、指定管理者の指定の議決をお願いするものであります。
指定に至る経緯といたしましては、公募により指定管理者の募集を行い、副市長を委員長とした、法律および財務会計等について専門的知識を有する者や、市民代表、市職員により構成された「始良市指定管理候補者選定等委員会」により、書類選考による 1 次審査、応募事業者のプレゼンテーションによる 2 次審査を実施の上、選定されたものになります。
指定管理者となる団体の名称は、現在の指定管理者である「特定非営利活動法人 L a b 蒲生郷」であります。
指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。
詳細につきましては、資料の 3 ページ・4 ページに参考資料を添付してありますので、ご覧いただきたいと思っております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

委員 この指定管理者の応募に対して、応募してきた団体はいくつあったのでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 今回募集をかけたのですが、応募があったのは、ここの「L a b 蒲生郷」一つだけでした。

教育長 指定管理制度は、ある程度利益性のあるものには結構応募があるのですけれ

ども、これはどちらかという管理する方です。

質疑はよろしいですか。

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 29 号は、事務局提案とおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 29 号「公の施設の指定管理者の指定に関する件」については可決されました。

次に日程第 5、議案第 30 号「始良市公民館条例の一部改正に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 資料は 5 ページになります。議案第 30 号「始良市公民館条例の一部改正に関する件」についてご説明いたします。

令和 6 年度の新庁舎移転に伴い、現在加治木総合支所内にある「加治木公民館」を廃止するものです。

加治木公民館については、合併後、加治木総合支所の南庁舎 2 階の多目的ホールを所在地として位置付けていますが、始良庁舎の完成に伴い、社会教育課が 4 月には移転するため、今回加治木公民館を廃止するものです。

新庁舎移転に伴う市長部局の関係条例の整備と一括して改正を行うため、議会へ議案として提出する条例名は「始良市行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例」となり、この「始良市公民館条例の一部改正」については第 9 条の条項となる予定となっております。

参考資料の 6 ページに改め文の案、7 ページに新旧対照表を記載してあります。なお、条例の施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

皆さん、そこの多目的ホールが「公民館」だという認識はありませんが、条例上の公民館ですので、条例で廃止することになります。

質疑はございませんか。

なければお諮りします。議案第 30 号は、事務局提案とおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 30 号「始良市公民館条例の一部改正に

関する件」については可決されました。

次に日程第6、議案第31号「令和5年度始良市一般会計補正予算（第8号）（教育費）に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

（教育総務課長）それでは、議案第31号「令和5年度始良市一般会計補正予算（第8号）（教育費）に関する件」について、ご説明いたします。補正予算の資料につきましては、本日、机にお配りしております。予めお知らせしておりましたとおり、昨日市長・副市長のヒアが終わりまして内示されたところをごさいます、本日の配付となりました。

それでは、机に配付しました別冊の資料でご説明をさせていただきます。資料の1ページをお開きください。市全体の歳入と歳出の総括表になります。表の一番下の段の「歳入合計」の欄をご覧ください。今回の補正予算額は市全体で、5億3,069万7千円の増額、補正後の予算額は、379億6,606万6千円となります。

2ページをご覧ください。項目欄の款の列の10教育費の行をご覧ください。今回の教育費の歳出につきましては、344万4千円増額する補正予算の案を計上しておりますけれども、補正後の予算総額は、27億1,928万4千円となります。

今回の補正予算では、学校教育課と社会教育課の所管する事業費について予算を補正するものです。

それでは、学校教育課、次に社会教育課の順で、担当次長から説明いたします。私からは、以上でございます。

（学校教育課長）別冊資料の6ページをご覧ください。12月補正に2件計上いたします。

まず、就学援助費に係るシステム改修委託料でございます。就学援助費には、給食費、学用品費、修学旅行費などがあり、原則、対象者に対し、一括して振り込んでいます。ただし学校に対して滞納がある対象者については、学校口座に振り込むことになっており、学校が滞納額を引いたうえで残額を対象者本人に渡しています。

今回、令和6年度から給食費が公会計化することに伴い、給食費の管理は保健体育課が行うこととなります。これにより滞納者に係る就学援助費の中で、給食費分は保健体育課へその他の分は学校へと分けて振込む必要がでてきました。現在のシステムではそのような処理ができないため、対応するためにはシステム改修が必要となり、その改修費の88万円を補正予算として計上するものであります。

続きまして、タブレットに係る修繕料でございます。令和3年度から国の政策であるギガスクール構想のもと、児童・生徒にひとり1台ずつタブレット

端末を配付していますが、経年劣化による動作不良、部品等の破損など修繕費が年々増加している状況が続いていることから、予算超過となり今回 250 万円の補正予算を計上するものであります。以上の 2 件でございます。

(社会教育課長) 社会教育課の 12 月補正は 1 件であります。資料は同じく 6 ページの下段でございます。

予算費目は、(目) 5 社会教育施設費で、天文台施設管理運営事業の旅費、費用弁償になります。この費用弁償につきましては、会計任用職員の通勤手当に相当するものであります。補正額が 6 万 4 千円でありまして、内容としましては、スターランド A I R A の会計年度任用職員 3 名のうち 1 名が任期満了により本年 3 月末で退職いたしております。新たに任用となった会計年度任用職員との通勤手当について、不足が 6 万 4 千円生じたことで今回補正予算として計上いたしております。以上です。

教育長 2 件の説明が終わりました。何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 タブレットの修繕費ですけど、以前は、子どもたちが落としたりしたことによる修繕料が多いというような記憶があるのですが、今の説明では経年劣化に伴うものが多いということでした。現状はどうでしょうか。子どもたちが落としたことによる修理費は、全体的な割合としては高いのか低いのか、分かれば教えてください。

事務局 (学校教育課長) 修理は報告で上がってくるのですが、例えばキーボードのチップが取れてしまっている、キーボードの破損、基盤全体を変えてしまわなければならないとか、充電不良など、経年劣化によるものが現在増えてきております。落として壊れるというのは、あまり出てきておりません。

委員 みんな気をつけて使っているんですね。

教育長 子どもは比較的少ないです。新採の今年の先生が落としたというのがありましたね。ほかにございせんか。それでは質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 31 号は事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 31 号「令和 5 年度始良市一般会計補正予算(第 8 号)(教育費)に関する件」については可決されました。

次に日程第7、事務連絡に入ります。委員の皆様から何かございますか。なければ事務局からございますか。

事務局

(学校教育課長) 学校教育課からです。お手元の別紙「始良市定住促進住宅に係る入居条件緩和について」をご覧ください。建設部の担当になりますが、12月市議会で条例改正が上程される件について説明させていただきます。現在、北山小に特認生として通学している小学二年生の保護者から「始良市内に持家があるが、北山小校区の定住促進住宅に入居し、地域住民として活動したい」との希望が出ております。しかし、持家があることが定住促進住宅の入居条件に合わず実現しておりません。しかし、このままでは今後、北山小の地元児童がいなくなり休校の恐れがあるため、12月議会で条例を改正しようとするものであります。

定住促進住宅は、中山間地域において主に若年層を中心に定住を促進し、地域の活性化を図るために設置する住宅となっております。改正前の入居条件が、該当校区外に居住する小学生以下の子を扶養する世帯、2番目に始良市内に持家を有していないこと、3番目に始良市に定住するために住宅を必要とする者、一部抜粋ですけれども、このような条件がありました。

この2番目「持家を有していない」というところについて、今回「緩和条件内容」をご覧くださいますと、「特例入居」という例外規定を条例の中で定めて入居できるようにするというものであります。

特例入居について、条例の中で、始良市内に持家を有していても、扶養する児童を特認校に通学させるため、その校区内の定住促進住宅に入居することをいうと定義いたします。

また確約書の中で、卒業するまではその小学校に在籍できますということ、また、この特例入居をした場合には、保有する住居を経済的利益を得るためには使えない。つまり人には貸せないということを確認させて頂いて、経済的利益を得られないようにするというのが謳ってあります。

参考までに本市の特認校の現状を記載しておりますが、北山小学校の地元の子どもは、現在2名。6年生が1名、3年生が1名ですので、来年度は小学校4年生が1人という状況になります。この1人がもし転出した場合、休校状態に入ってしまう、特認校として存続できなくなるという恐れがあるため、このような条例改正をするものであります。以上です。

教育長

事務局からの説明が終わりました。何かご質疑ございませんでしょうか。今その子は、北山小に特認生として通っている。定住促進住宅に住んで、地元の児童として通いたいが、持家があるために入居できないという状況です。今後、特認校制度が危うい状態になってくるものですから、条例を改正したいということです。

平成 26 年でしたか、北山に一戸建てを 4 軒造ってもらっていますね。対象の児童は現在何年生ですか。

事務局 (学校教育課長) 現在 2 年生です。

委員 兄弟はいるのですか。

事務局 (学校教育課長) いいえ、一人だけです。

教育長 定住促進住宅がもう一軒ありますので、そこに入居があるとよいのですが。始良市の特認校は 30 人以下の学校はないんです。県下でも特認校 30 人以下の学校がないというのは非常に珍しい。スクールバスで上げたりもしているんですが。学力が高い、いじめがない、不登校がないというので、通う子もいます。全く 1 日も学校に来られなかった子が、全然休まずに来られるようになった子もいますし、あまり変わらない子もいます。ただ北山小の場合は、特認生は 38 人もいるんです。これをなくしてしまうともったいない。これは教育委員会が出す議案ではないのですが、委員の皆様にはお知らせとして知っていてほしいと思います。なければ最後に行事予定に入っていこうと思います。教育総務課からお願いいたします。
(各課より順次説明)

行事予定について委員の皆様方、何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。
お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和 5 年第 11 回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員 ありがとうございます。